(地Ⅲ153)
平成２０年９月２９日

都道府県医師会
担当理事　殿

日 本 医 師 会
常任理事　内　田　健　夫

未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に「未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について」通知がなされ、本会にも情報提供がありました。

本通知は、未成年者喫煙防止に資するため、①未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底、②未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施、③ポスターの掲示などの方法による未成年者喫煙防止の注意喚起、④たばこ自動販売機の適正な管理の実施について、関係団体あてに要請がなされたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健習発第０９１６００２号
平成２０年９月１６日

社団法人日本医師会常任理事
内田　健夫　殿

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室長

未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について

たばこ対策については、かねてより特段の御配慮を頂いているところでありますが、現在、たばこ業界の取組として、未成年者喫煙防止の観点から、成人識別自動販売機の導入が進められており、これに伴って、未成年者が対面でたばこを販売している店舗でたばこを購入しようとするケースが増えることが予想されるところです。

このため、今般、別紙のとおり、都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長あて通知を発出しましたので、参考までに送付いたします。

（別紙）

健習発第０９１６００１号
平成２０年９月１６日

各 都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室長

未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について

たばこ対策については、かねてより特段の御配慮を頂いているところであるが、現在、たばこ業界の取組として、未成年者喫煙防止の観点から、成人識別自動販売機の導入が進められており、これに伴って、未成年者が対面でたばこを販売している店舗でたばこを購入しようとするケースが増えることが予想されるところである。

このため、今般、別添のとおり関係団体あて通知を発出したので、各都道府県等におかれては、別添の通知につき管内市町村に周知するとともに、引き続きたばこ対策の推進に努められたい。

（別添）

警察庁丙少発第　２５　号
財　　理　　第３７３４号
健　　発　　第0916001号
平成２０年９月１６日

全国たばこ販売協同組合連合会会長　松井　茂
沖縄県たばこ卸売事業協同組合理事長　安慶名　忍
社団法人日本たばこ協会会長　ｱﾝﾄﾞﾘｭｰ･ｺﾙﾁﾝ
社団法人日本ﾌﾗﾝﾁｬｲｽﾞﾁｪｰﾝ協会会長　土方　清
日本チェーンストア協会会長　林　紀男
日本スーパーマーケット協会会長　清水　信次
社団法人日本ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ･ﾁｪｰﾝ協会会長　宮下　正房
社団法人日本ｾﾙﾌ･ｻｰﾋﾞｽ協会会長　増井徳太郎
日本カラオケスタジオ協会会長　竹内　吉一
日本複合カフェ協会会長　加藤　博彦
社団法人日本観光協会会長　中村　徹
殿

警察庁生活安全局長
財務省理財局長
厚生労働省健康局長

未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について（要請）

平素は、未成年者の喫煙防止に関しまして、御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

現在、たばこ業界においては、未成年者喫煙防止の観点から、業界を挙げて成人識別自動販売機の導入・定着に取り組んでおられるところですが、これに伴って、未成年者が対面でたばこを販売している店舗でたばこを購入しようとするケースが増えることが予想されるところです。

このため、たばこの販売に携わっておられる皆様に、未成年者喫煙禁止法の趣旨を改めて認識していただき、対面販売時において、「運転免許証」「身分証明書」等の呈示による年齢確認その他の必要な措置を確実に講じていただくことが、これまで以上に重要になっております。

貴台におかれましては、未成年者の喫煙防止に資するため、改めて下記の取組を行っていただきますよう、傘下会員の皆様への周知・要請方御協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1．未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底

たばこを販売する場合において、未成年者と思われる者に対しては、口頭で喫煙者本人の年齢確認を行うほか、「運転免許証」、「身分証明書」等の購買者本人の年齢が確認できるものの呈示を求めるなど年齢確認を徹底すること。

2．未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施

未成年者喫煙禁止法により、販売者は未成年者の喫煙防止に資するため年齢の確認その他の必要な措置を講ずる義務があること、また、未成年者にその自用に供することを知ってたばこや器具を販売した者は処罰されること、未成年者に対する年齢確認の実施方法などにつき、従業員や経営者を対象とした研修等を引き続き適切に実施すること。

3．ポスターの掲示などの方法による未成年者喫煙防止の注意喚起

未成年者の喫煙は法律で禁止されていること、未成年者に対してはたばこを販売しないこと、未成年者と思われる者に対しては年齢確認を行うこと等を表示したポスター、ステッカーの掲示、同趣旨の店内放送等を行うこと。

4．たばこ自動販売機の適正な管理の実施

未成年者が自動販売機でたばこを購入することを防止するため、たばこ自動販売機について、引き続き適正な管理を徹底すること。